建設局工営所業務刷新プロジェクトチームが取り組む再発防止策等に関する有識者会議開催要綱

　(目的)

1. 建設局で判明した「放置自転車撤去業務の不適正事務」に関して建設局がとりまとめた「放置自転車撤去業務の不適正事務に関する調査報告書」の内容及び外部監察専門委員から受領した「『放置自転車撤去業務の不適正事務に関する調査』に対する検証等報告書」の指摘を踏まえ、建設局工営所業務刷新プロジェクトチーム（以下「ＰＴ」という。）において検討している再発防止策の取組み等について外部有識者の意見を聴取し、建設局工営所における業務及び職場風土・環境の改善に資することを目的として、建設局工営所業務刷新プロジェクトチームが取り組む再発防止策等に関する有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。

（聴取事項）

第２条　会議において意見を聴取する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

1. ＰＴで取りまとめる工営所業務の点検見直しに関すること
2. ＰＴで取りまとめる工営所の職場風土・環境の改善に向けた取り組みに関すること
3. 工営所業務における管理監督者の責任明確化にあたっての調査等に関すること
4. その他、会議の目的達成に必要な事項

(会議のメンバー)

第３条　会議のメンバーは、前条に掲げる事項に関する有識者等のうちから市長が委嘱する。

２　会議は、必要に応じて、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

　(座長)

第４条　会議の座長は、メンバーの互選により定める。

２　座長は、会議の議事を進行する。

３　座長に事故がある場合には、又は座長が欠けた場合には、あらかじめ座長が指名するメンバーがその職務を代理する。

（開催期間）

第５条　会議の開催期間は、施行日から令和８年３月31日までとする。

（事務局）

第６条　会議の事務局は、建設局総務部総務課（事業管理担当）において行う。

附　則

この要綱は、令和７年６月18日から施行する。